

## 納入通知書兼領収書広告掲載要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、愛媛県広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、愛媛県が発行する県立病院における納入通知書兼領収書（以下「領収書」という。）に広告を掲載するに際して必要な事項を定めるものとする。

### (広告の範囲)

第2条 領収書に広告を掲載できる者（以下「広告主」という。）は、要綱第4条の規定によるほか、個人の氏名広告は掲載しないものとする。

2 領収書に掲載できる広告等の内容は、要綱第4条及び愛媛県広告事業の実施に関する表示基準（以下「表示基準」という。）の規定を満たし、かつ、領収書に掲載する広告として適当であると県が認めるものとする。

### (広告の規格)

第3条 広告の規格、表示場所等広告掲載に関する仕様は、募集要項で定める。

### (広告掲載紙面の売渡し)

第4条 広告掲載する紙面は、適正な価格で広告取扱業者に売り渡すものとする。

### (広告取扱業者の選定)

第5条 広告取扱業者は、地方自治法第234条に基づく一般競争入札又は愛媛県会計規則第147条に基づく複数の者から見積書を徴する方法により選定する。

2 前項に関し必要となる事項は、募集要項で定める。

### (広告主の選定)

第6条 前条において広告取扱業者が選定された場合、広告取扱業者は、この要領に基づき広告主を選定するとともに、掲載の可否について、公営企業管理局総務課長と協議しなければならない。この協議において、公営企業管理局総務課長の求めに応ずる書類等を提出しなければならない。

### (広告の作成)

第7条 掲載する広告は、広告取扱業者及び広告主の責任及び負担で作成するものとする。

### (広告内容等の修正)

第8条 県は、広告の内容等が各種法令又はこの要領等に違反しているか、あるいは違反のおそれがある、または誤りがあると判断したときは、いつでも、広告取扱業

者を介し、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告取扱業者の責務)

第9条 広告取扱業者は、広告の内容等が、要綱、要領、第3条の規定による仕様書及び第5条第2項の規定による募集要項に違反することがないように注意する義務を負う。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が、第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを愛媛県に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成31年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月27日から施行する。